

議案第六十九号

港区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

港区旅館業法施行条例（平成二十四年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第七条第七号イを次のように改める。

イ 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

第七条第七号ハを次のように改める。

ハ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業

法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

（説明）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行による旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の一部改正に伴い、条項番号の変更等をするため、本案を提出いたします。